

松江市告示第 406 号

松江市農業復旧対策事業費補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 515 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 19 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の 交付対象 事業	被災した日から 1 年を経過する日までに竣工する次に掲げる事業とする。 (1)・(2) 略 (3) 被災果樹代替植栽事業 ビニールハウスで栽培していた果樹又は果樹棚により樹体の維持や枝の誘引などが施されていた果樹で、災害による倒木等により、植え直しを余儀なくされた果樹_____を被災施設の代替施設整備に併せて植え直すもの	補助金の 交付対象 事業	被災した日から 1 年を経過する日までに竣工する次に掲げる事業とする。 (1)・(2) 略 (3) 被災果樹代替植栽事業 ビニールハウスで栽培していた果樹又は果樹棚により樹体の維持や枝の誘引などが施されていた果樹で、災害による倒木等により、植え直しを余儀なくされた果樹(以下「被災果樹」という。)を被災施設の代替施設整備に併せて植え直すもの

略		略	
終期	令和6年3月31日	終期	令和5年3月31日
(事前着手)		(事前着手)	
<p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届(別記様式)を市長に提出したときは、この限りでない。</p>		<p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届(様式第1号)を市長に提出したときは、この限りでない。</p>	
<p>別記様式 (第4条関係)</p> <p>略</p>		<p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>略</p>	

附 則

この告示は、令和5年6月19日から施行し、同年1月24日からの大雪による災害から適用する。